

文京区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月二十九日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第八十号

文京区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則

文京区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則（平成五年三月文京区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第十九条第一項第一号へ」を「第十八条の三第一項第六号」に改める。

第五条第一項ただし書中「第十九条第一項第一号ト」を「第十八条の三第一項第七号」に改める。

第六条中「第二十一条第二項」を「第十八条の三第一項」に改める。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。